

日光労基協発第7号
令和7年5月7日

事業主殿

日光労働基準協会長

化学物質管理者講習(製造事業場以外)開催について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日より、リスクアセスメント対象化学物質を製造、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者(安衛則第12条の5)を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることが義務化されております。

この化学物質管理者の選任要件として、リスクアセスメント対象化学物質の製造事業場では、「化学物質管理者講習」を修了した者、あるいはそれと同等以上の能力を有すると認められる者、取扱事業場では、職務を担当するために必要な能力を有すると認められる者、あるいは化学物質管理者に準ずる講習を受講している者とされています。

そこで当協会では、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場における化学物質管理者の選任要件を満たす「化学物質管理者選任時講習(1日講習)」を下記のように開催することとしました。

化学物質管理者の選任が必要となる事業場様の受講申し込みをお待ちしております。

記

1. 日 時 令和7年7月17日(木)

受付：午前8時50分 開講式：午前9時10分

講習：午前9時20分～午後17時00分

2. 会 場 日光公民館・視聴覚室(日光市御幸町4-1 電話0288-53-3700)

3. 受講料 会員事業場 12,000円(テキスト代、税込)

非会員事業場 14,000円(テキスト代、税込)

4. 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、メール又はFAXでお申し込み下さい。

(mail可：ima.3062@proof.ocn.ne.jp / fax可：0288-21-4047)

受付後にFAX又はmailで受講票を発行します。持参も受付可能です。

5. 申込先 【持参先】日光労働基準協会(日光市今市306-2 電話0288-21-2047)

【振込先】足利銀行今市支店 普通預金119490 日光労働基準協会宛

6. 定員・締切日 24名定員 令和7年6月30日(月)締切り

但し、催行人数に達しない場合は、中止となる場合もございます。また定員に到達次第受付は締め切りますのでご了承下さい。

7. その他 (1)全教育を修了した方には、修了証を交付いたします。

(2)受講票、筆記用具、昼食及び飲料水を持参してください。(ゴミは各自持ち帰り)

(3)締切日以降のキャンセルは、準備の都合上致しかねます。

化学物質管理者講習受講申込書(兼 受講者台帳)
(令和7年7月17日)

日光労働基準協会が開催する「化学物質管理者講習」に、下記の者を受講させたく
申込致します。

		※協会記入欄	
※修了証番号	※受講番号	フリガナ 氏名	生年月日
		職名	昭・平 年 月 日 生(才)
		住所	〒
		フリガナ 氏名	生年月日
		職名	昭・平 年 月 日 生(才)
		住所	〒
		フリガナ 氏名	生年月日
		職名	昭・平 年 月 日 生(才)
		住所	〒

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

※申込書については、台帳保存及び修了証交付のため楷書でフリガナまで記入して下さい。

※締切日以降のキャンセルは、準備の都合上ご返金致しかねますのでご了承下さい。

事業所所在地 〒

事業所名

代表者氏名

担当者氏名

TEL

FAX

Mail

※

会員
非会員

申込先FAX番号 : 0288-21-4047

新たな化学物質規制が導入されます

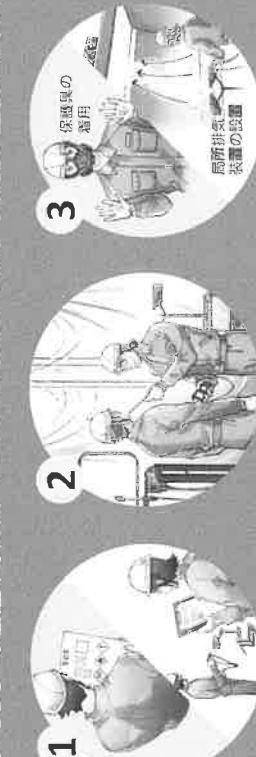
労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

※…標準GHS分類による危険性（最高濃度）が低い場合、該当する保護具の使用が認められない場合においても、該当する保護具の使用が求められます。

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます



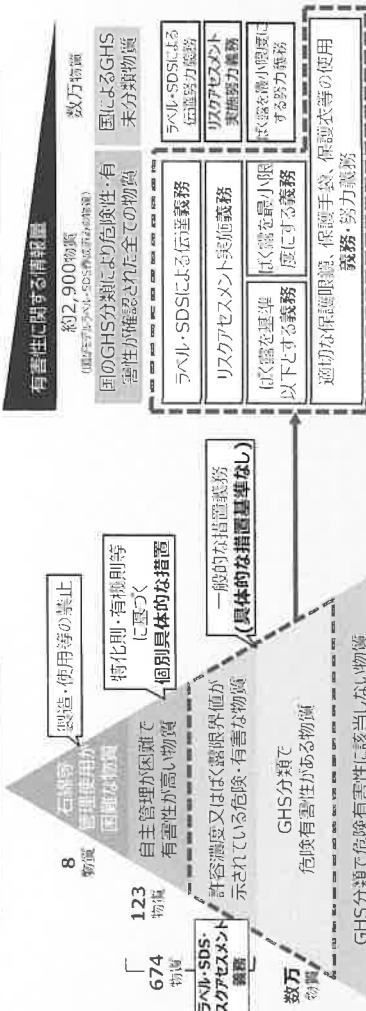
SDS及び作業現場の確認

リスクアセスメントの実施

リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令（平成11年政令第51号）」の改定版に基づいています。改正の詳細については、この改定令、法令をご覧ください。
第91号）の主要な内容を分かりやすく解説する目的でいたしました。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済約2900物質
+以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行	R4年度中改正・R7年4月施行予定
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された234物質が義務対象に追加。	左記以外のカテゴリーで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とする点や、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物質にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物質（濃度基準設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

リスクアセスメント結果が定められない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議(ACGIH)のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて使うことが効果的です。

個人ばく露測定

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて使うことが効果的です。

ばく露低減が求められない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議(ACGIH)のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

代替物質の使用

作業方法の改善

換気装置等を設置し稼働

バッジ型バッパー

サンプラー

濃度基準が定められない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議(ACGIH)のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、3年間保存することが義務付けられます。※がん原生物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます



皮膚・眼刺激性 皮膚腐食性

※健康障害を起こすおそれのあることがあるところが明らかなもの以外の物質：機器
※上記を除き、健康障害を起さないところが明らかなもの：努力義務

ポイント！

化粧物質の種類や取り扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途及び該用途における使用上の注意」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になります。
- 人体に及ぼす作用を定期的に確認・更新することが義務付けられます。

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内／外リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合／自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくて採用可能になります。



自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、「保護具着用管理責任者」を選任します。

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、化粧物質の自律的な管理に関わる各種対応等

【選任要件】	化学物質管理に従事する事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場	資格要件なし（専門的講習を修了）	上記以外の事業場

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に従事させることができます。

衛生委員会の付議事項が追加されます

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

また、リスクアセスメント結果に基づく労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に従事させることができます。

一部の業種は省略された教育について、省略規定を廃止。

リスクアセスメント結果に基づく労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に従事させることができます。

改正後

全ての業種

リスクアセスメント結果に基づく労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に従事させることができます。

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新規の化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	箇所	チェック	施行期日
化粧物質管理体系の見直し	安衛別表第9	ラベル表示や安全データーシート (SDS) 等による通知、リスクアセスメントの実施をしないければならない化粧物質 (リスクアセスメント対象物) が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？	③ ※令和7年以降次回 基準年	②	②
	安衛別 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	濃度基準値設定物質について、労働者がよく離れる程度を基準値以下としていますか？	③	②、③
	安衛別 第544条の2 第544条の3	皮膚等障害化学物質等への汚染接触の防止	リスクアセスメントの実施状況の調査器等を行っていますか？	②	②
	安衛別 第223条	衛生委員会の討議	皮膚の刺激性・腐食性・吸収性等の影響を最も弱い順に抑える努力をしていますか？	③	②
	安衛別 第77条の2	把手等の見直し	リスクアセスメントの実施状況について記録を作成し、保存していますか？	②	②
	安衛別 第34条の2 第34条の8	リスクアセスメント結果等の記録	皮膚等を扱う事業場で、1年以内に2つ以上の労働者が同種のがんに罹患したことを見抜いたときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？	②	②
	安衛別 第34条の10	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等が記録作成し、保存している場合に、改善措置計画策定まで	③	②
	安衛別 第577条の2第3項から第5項、第8項	労働災害発生事業場等への指示	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認めると判断した場合は、リスクアセスメント対象物に対する医師による健康診断を実施して、その記録を保存していますか？ (保存期間は5年)	③	②
	安衛別 第12条の5 第12条の6	健診診断等の履歴	濃度基準値を超えていたときに医師による健診を実施し、その記録を保存していますか？ (保存期間は5年)	③	②
	安衛別 第35条	SDS通知方法の変更	SDS情報を通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？	①	①
実施確立体制	化学物質管理責任者を選任していますか？	化学物質管理責任者を選任していますか？ (労働者に保護具を使用する場合)	③	②	
情報伝達	SDS通知方法の変更	SDS情報を通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？	①	①	
情報伝達	「人体に及ぼす作用の確認」の追加等	SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年内に更新して顧客などに通知していますか？	③	②	
情報伝達	SDS通知事項の追加等	SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？	③	②	
情報伝達	「個人に及ぼす作用の確認」の追加等	SDS記載の区分があるものは、温度範囲による表記も可。	③	②	
情報伝達	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等に沿って、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	②	②	
その他	個別規則の適用除外	SDS記載の区分がある場合は、特別規則の適用範囲の範囲を自律的に行管理することでができるとを知っていますか？	②	②	
その他	作業環境測定結果の評価	左記の区分に該当した場合に、外別の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措	③	②	
その他	別容器等での保管	置きを実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ううえで、労働基準監督署に届出していますか？	③	②	
その他	個別規則、粉じん規則、粉じん別規則、粉じん別規則	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？	②	②	

(注) 施行期日の①～③は以下の如きに分けて実施される項目もある。

規制の変更が段階的に分けて実施される項目もある。

①2023年(令和4年) 5月31日 (施行済)
②2023年(令和5年) 4月1日
③2024年(令和6年) 4月1日



詳細はこちち



R4.8